

東京都北区日中一時支援経費補助事業実施要綱

18北福障第1114号

平成18年9月22日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき障害者等が日中における活動の場を確保することについて、予算の範囲内において補助金を交付することにより、障害者及び障害児（以下「障害者（児）」という。）の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族が一時的な休息等を得ることを目的とする。

(障害者の定義)

第2条 この要綱の事業において障害者とは、第1号から第3号までに規定する者をいい、障害児とは第4号に規定する者をいう。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する者
- (2) 知的障害者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者のうち、同法第45条に規定する精神保健福祉手帳所持者、法52条に規定する自立支援医療受給者証受給者又は国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条に規定する障害基礎年金受給者
- (4) 障害児 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

(対象者)

第3条 補助金は、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認めた法第4条第4項に規定する障害程度区分が区分1以上である障害者（児）（以下「対象者」という。）に対して交付する。

(対象除外)

第4条 前条の規定に定める補助金交付対象者のうち、次に掲げる者は対象除外とする。

- (1) 感染症で現に治療をしている者
- (2) 医療行為を必要とする者
- (3) 障害の程度等により、日中一時支援施設において介護をすることが困難な者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は次に掲げる経費とする。

- (1) 居宅において介護等を受けることが一時的に困難になった場合の預かり経費
- (2) 障害者(児)の家族等の一時的な休息のための預かり経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第15条の規定により算定した1月分の利用料金から東京都北区地域生活支援事業実施要綱(平成18年9月22日区長決裁18北福障第835号)第8条第1号に規定する利用者が属する区分ごとの利用者負担額(ただし、この額が第15条の規定により算定した1月分の利用料金の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を差し引いた額とする。

(事業内容)

第7条 区長は、日中活動の場において、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を必要とする障害者(児)に対し1月ごとの支給量を決定し、実績に合わせて支払った福祉サービス費用の一部を補助する。

(申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、東京都北区地域生活支援事業補助申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(東京都北区移動支援費補助事

業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

（利用決定及び通知）

第9条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を東京都北区介護給付費支給決定基準（平成18年9月25日区長決裁18北福障第914号）の短期入所を準用して審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を東京都北区地域生活支援事業補助交付決定（申請却下）通知書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第6号様式）により申請者あて通知するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合は、申請者あて地域生活支援受給者証（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第7号様式）を交付する。

（交付の条件）

第10条 区長は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1）北区の指定する事業者を利用すること。
- （2）日中一時支援を利用するに当たり、利用料金から北区の補助額を差し引いた額を日中一時支援を受けた事業者に支払うこと。
- （3）日中一時支援を利用するに当たり、事業者に補助金の代理請求及び代理受領の委任をすること。

（利用の申込及び契約）

第11条 第9条第1項の規定により利用補助の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、地域生活支援受給者証を事業者へ示し、事業者へ直接利用の予約を行い、事業者と契約の上利用する。

2 前項の規定により利用契約を行った事業者は、地域生活支援受給者証に契約内容を記入するとともに、契約内容（地域生活支援受給者証記載事項）報告書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長

決裁18北福障第1103号)別記第8号様式)を区長に提出するものとする。

(利用回数)

第12条 利用回数は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、その必要と認めた期間に限り利用回数を増やすことができる。

- (1) 利用者を監護する者又は利用者の属する世帯の世帯員が疾病、出産、事故等の場合及び利用者を監護する者の4親等以内の親族、姻族の冠婚葬祭等社会通念上必要と認められる利用者を監護する者の外出により、利用者が一時的に監護が得られない場合は、1月当たり7回以内とする。
- (2) 利用者が小学生、中学生又は高校生で、放課後又は夏休み、冬休み、春休み等において監護する者の就労等で監護が得られない場合は、必要と認められる回数とする。

(利用回数の決定の有効期間)

第13条 前条の規定により決定された利用回数の有効期間は1年とする。

(併用の禁止)

第14条 本事業を利用している時間は、法第5条の障害福祉サービスは利用できない。

(日中一時支援提供基準額)

第15条 日中一時支援提供基準単位は、サービスの利用時間が1時間を超えるごとに次の表に定める基準単位を加えたものとする。ただし、食事提供体制加算については、1回の利用につき1単価の算定を限度とする。

	障害程度区分	基準単位
障 害 者	区分6	56単位
	区分5	47単位
	区分4	39単位

障 害 児	区分3	35単位
	区分2	31単位
	区分1	31単位
	療養介護対象者 (重症心身障害者)	150単位
	食事提供加算	42単位
	区分3	47単位
	区分2	37単位
	区分1	31単位
	療養介護対象者 (重症心身障害児)	150単位
	食事提供加算	42単位

2 前項の規定にかかわらず、サービス利用時間が1時間未満の場合は、支給対象外とし、15分未満の利用時間については、切り捨てるものとする。

3 日中一時支援提供基準額は、第1項に掲げる基準単位に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示523号）に定める短期入所の地域区分別単価割合を乗じたものとする。この場合において、1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の請求）

第16条 事業者は、次に掲げる書類を区長に提出し、サービス提供を行った月の翌月10日までに補助金を請求するものとする。

- (1) 東京都北区地域生活支援事業補助金請求書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第9号様式）
- (2) 東京都北区地域生活支援事業補助金明細書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第10号様式）

(3) 日中一時支援サービス提供実績記録票（別記第1号様式）

（決定の取消し）

第17条 補助金の交付を受けた者又はその扶養義務者が、目的に反し当該サービスを利用した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第18条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（事業者の要件）

第19条 区長は、次のいずれかの要件を備えている事業者から東京都北区地域生活支援事業者指定申請書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第1号様式）に指定事業一覧（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第2号様式）及び日中一時支援事業に関わる調査事項（別記第2号様式）を添付し申請を受け、東京都北区地域生活支援事業者指定決定（申請却下）通知書（東京都北区移動支援費補助事業実施要綱（平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号）別記第4号様式）により日中一時支援事業者に指定する。

- (1) 都道府県の児童発達支援事業者または放課後等デイサービス事業者の指定を受けていること。
- (2) 都道府県の短期入所事業者の指定を受けていること。

（建物及び設備の設置基準）

第20条 福祉サービスを提供する施設の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定めるところによるほか、採光、換気等利用者の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払い、次に掲げる基準による設備を有

していることとする。

(1) 基準設備、面積等

ア 居室

押入れ等の物入れ面積を除き一人当たり 3.3 m²以上あることとする。
(介護人等がいる場合は、介護人等も人数に加える。)

イ 食堂

専用の食堂があることが望ましいが、他の用途室との兼用も可とする。
ただし、兼用の場合、社会通念上、食堂とするにふさわしくない用途室との兼用は認められない。

ウ 浴室及び便所

利用者が利用する上で支障のない設備を備えることとする。

(2) 本事業を実施する施設を2階以上の階層に設ける場合は、次の全てに適合し、1階以外の場合は、ウ及びエに適合することとする。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であることとする。

イ 屋内階段のほか、利用者の避難に適した避難路若しくはこれに準ずる設備又は屋外階段が設けられていることとする。

ウ 消火器等の消火設備を備えることとする。

エ カーテン等は防災又は難燃性の高い製品を用いることとする。

(職員配置基準)

第21条 福祉サービスを提供する事業者の職員の配置は、次に掲げる各号のとおりとする。

(1) サービス管理責任者を1名置く。ただし、複数種類の事業を実施する事業所にあつては、他の事業所のサービス管理責任者と兼務することができる。

(2) 利用者の受け入れに当たっては、食事の提供、相談、日常生活上の援助を行うため、世話人を置くこととする。

(3) サービス管理責任者は、本事業を実施する施設に専任するときは、世話人と兼務することができる。

(サービス管理責任者)

第22条 サービス管理責任者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 障害者(児)短期入所事業に3年以上の勤務経験を有することとする。
- (2) 法附則第21条第1項に定める旧法施設入所支援施設及び児童福祉法第7条に定める施設において3年以上の勤務経験を有すること。
- (3) 前号の施設と身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による施設の勤務経験を併せて3年以上の勤務経験を有すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に定める施設障害福祉サービスを提供する施設に3年以上の勤務経験を有すること。
- (5) 居宅介護従事者養成研修(2級以上)又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号)に定める訪問介護員養成研修を修了していることとする。
- (6) 介護福祉士、社会福祉士、看護師又は保健師の資格を有すること。
- (7) その他区長が適当と認めた場合

(指定の取消し等)

第23条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者に係る第19条の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 事業者が、第19条、第20条、第21条及び第22条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 事業者による費用の請求に関し不正があったとき。
- (3) 事業者が、対象者の人格を尊重せず、対象者のため忠実にその職務を遂行しないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が、日中一時支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(委任)

第24条 この要綱の実施に必要な事項は、健康福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 利用回数決定の有効期間は、平成18年10月1日利用開始者は、平準化のため次のとおりとする。

6月生まれの者 平成19年6月30日まで

7月生まれの者 平成19年7月31日まで

8月生まれの者 平成19年8月31日まで

9月生まれの者 平成19年9月30日まで

10月生まれの者 平成19年10月31日まで

11月生まれの者 平成19年11月30日まで

12月生まれの者 平成19年12月31日まで

1月生まれの者 平成20年1月31日まで

2月生まれの者 平成20年2月29日まで

3月生まれの者 平成20年3月31日まで

4月生まれの者 平成20年4月30日まで

5月生まれの者 平成20年5月31日まで

付 則（平成19年3月20日区長決裁18北福障第1560号）
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年9月3日区長決裁19北福障第2367号）
この要綱は、平成19年7月1日から適用する。

付 則（平成21年3月19日区長決裁21北福障第4382号）
この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

付 則（平成22年7月5日区長決裁22北福障第2022号）
この要綱は、平成22年7月1日から適用する。

付 則（平成23年8月30日区長決裁23北福障第2565号）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則（平成24年3月23日区長決裁23北福障第4848号）
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日区長決裁24北福障第5023号）
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。